

広島市告示第266号
令和7年4月30日

生活保護法（昭和25年法律第144号）第51条第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、次に掲げる指定医療機関から指定辞退の届出があったので、生活保護法第55条の3第3号の規定により告示します。

広島市長 松井 一實

名 称	所 在 地	辞 退 年 月 日
中谷歯科医院	広島市西区横川町2丁目5-12中谷ビル2F	令和7年3月27日
あだちツインズ歯科クリニック 大州	広島県広島市南区大州3-8-16	令和7年5月1日